

令和6年度 介護保険料の減免制度について

- 第1号被保険者（**65歳以上の方**）で、次のいずれかに該当することにより、保険料を納入することが困難であると認められる場合は、申請により保険料の額が減免されることがあります。
- 要件等の詳細は、お近くの区役所区民生活課（中央区役所は窓口サービス課）または介護保険課へご相談ください（連絡先は裏面に掲載しています）。

生活保護基準以下の収入や資産の場合

- 要件** 保険料段階が1～8段階の方で、次の全てに該当する方（生活保護受給者は除く）
- ① 世帯全体の年間年収が生活保護基準以下であること
 - ② 市民税の課税において、別世帯の方の控除対象配偶者または扶養親族となっていないこと
 - ③ 世帯全体の預貯金額が生活保護基準以下であること
 - ④ 世帯単位で自己の居住用以外の土地または家屋を所有していないこと

減免内容	保険料段階	減免適応額
	第1段階の方	第1段階の2/3相当額まで減免
	第2～8段階の方	第1段階まで減免

減免期間 申請月から年度内

震災、風水害、火災などにより被災された場合

- 要件** 次のいずれかに該当する方
- ① 第1号被保険者又は主たる生計維持者が災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合
 - ② 主たる生計維持者の事業収入が災害による被害を受けたことにより著しく減少した場合

減免内容・減免期間

①の場合

- ・ 損害の程度や収入の状況等により保険料額の全額～4分の1を減免
- ・ 減免期間：被災月（申請月）から1年間（広範囲に発生した災害の場合は年度内）

②の場合

- ・ 減免申請時に賦課されている保険料の額から、減免申請年中に見込まれる所得等の状況により仮算定した保険料との差額を減免（広範囲に発生した災害の場合は、収入の状況に応じ保険料の全額～10分の8を減免）
- ・ 減免期間：申請月から年度内

令和6年能登半島地震により被災された場合

居住する住宅に**半壊以上**の損害があった方や、同一世帯の生計維持者が死亡・行方不明等となった方、事業収入等で減少が見込まれる方へのご案内を別にご用意しています。詳しくはお問い合わせください。

主たる生計維持者の収入が著しく減少した場合

要件	次のいずれかに該当する方 ① 主たる生計維持者が死亡し、若しくは災害により行方不明となったこと又はその者が心身に重大な障がいを受け、若しくは長期間入院により、その者の収入が著しく減少した場合 ② 主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合
減免内容	減免申請時に賦課されている保険料の額から、減免申請年中に見込まれる合計所得金額により仮算定した保険料との差額を減免
減免期間	申請月から年度内

犯罪等の被害を受けた場合

犯罪被害により損害等があった方は、減免を受けることができる場合がありますのでお問合せください。

刑事施設、労役場等に拘禁された場合

要件	刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたこと
減免内容・減免期間	入所月から出所月の前月までの保険料を全額減免

【 お問い合わせ先 】

市役所・区役所	電話番号
北 区 区民生活課 税保険料係	025-387-1285
東 区 区民生活課 税保険料担当	025-250-2275
中央区 窓口サービス課 保険料係	025-223-7154
江南区 区民生活課 税保険料係	025-382-4241
秋葉区 区民生活課 税保険料係	0250-25-5677
南 区 区民生活課 税保険料担当	025-372-6137
西 区 区民生活課 保険料担当	025-264-7254
西蒲区 区民生活課 税保険料係	0256-72-8340
介護保険課 賦課収納係	025-226-1269